

## 概要

東京都ひきこもりに係る支援協議会（令和元年度第1回及び第2回）において、これまで委員に議論いただいた内容を整理したものの

## 構成

### I 中間のとりまとめの位置づけ

### II 国及び都におけるひきこもりに係る支援の経緯

### III ひきこもりの定義

### IV ひきこもりに係る支援を取り巻く現状と課題

ひきこもり当事者・家族及び関係機関等の現状について記載

| 項目          | 主な内容   |
|-------------|--|
| 当事者の状況      | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ ひきこもりの当事者の状況は様々であり、不登校の経験がある人もいれば、就職後にひきこもる人もいる。</li> <li>○ 親の年金で生活している場合もあり、親亡き後に当事者が孤立してしまう可能性がある。</li> <li>○ 相談にたどり着けていない当事者・家族が多い。</li> </ul>   |
| 家族の状況       | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「家族にひきこもりがいるなんて恥ずかしい」「他人に知られたくない」「親の過保護が原因だと思われる」という思いから、SOSを発信できない家族も数多くいると考えられる。</li> <li>○ 家族には、きょうだいも含まれるが、当事者・家族の高齢化が進み、きょうだいにも大きな負担が出ている。</li> </ul>                                  |
| 関係機関等の現状と課題 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 生活困窮者自立相談支援機関窓口では、家族や関係機関からのひきこもりに係る相談・支援依頼が増えていくが、当事者との面談には至らないケースも多い。</li> <li>○ 保健所の中には、地域包括支援センターからつながる事例が増えている所がある。</li> <li>○ 民生・児童委員は、担当地域での高齢者の訪問や見守りの中で、当事者の存在を知ることが多い。</li> </ul> |

### V ひきこもりに係る支援の基本的考え方

東京都としてとるべき基本姿勢にかかる意見を記載

| 項目                     | 主な内容  |
|------------------------|---|
| 都民及び関係者への意識啓発          | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「ひきこもりは特別な人に特別に起こることではなく、誰にでも起こりうること」、「当事者一人ひとりの心情に寄り添い、時々状況に応じた対応が必要」という社会全体の意識の醸成が必要である。</li> </ul>  |
| 一人ひとりの状態・状況に応じたきめ細かな支援 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 当事者への支援は強要されるものであってはならない。当事者のニーズに基づいて、支援プランは多様であるべき。</li> <li>○ 支援方法の構築には、当事者・元当事者の多様な意見を取り入れることが必要である。</li> </ul>                                 |
| 切れ目のない支援体制の整備          | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ ひきこもりの課題は、一つの領域や縦割りでの対応では解決できない。</li> <li>○ 誰も取りこぼさないワンストップ窓口の設置、安心できる居場所の設置などを、地域の実情に応じて、関係機関が連携して進め、また、当事者や家族の声に耳を傾けながら進めていくことが必要である。</li> </ul> |

## VI ひきこもりに係る支援の今後の方向性

今後の方向性を7つの項目に分けて記載

| 項目                         | 主な内容  |
|----------------------------|---|
| 都民及び関係者への意識啓発              |   |
| 情報発信・普及啓発                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 当事者・家族が安心して利用できるよう、適切な支援スキルやモラルを持つ団体に関する情報発信により、当事者・家族が安心してそれらの団体を利用できるようにすることが必要である。</li> <li>○ 当事者・家族向けの相談会や講演会の定期的な開催は、普及啓発にも有効である。</li> </ul>  |
| 一人ひとりの状態・状況に応じたきめ細かな支援     |   |
| 年齢に合わせた支援                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ ひきこもりの課題は、全てのライフステージにわたる課題であり、当事者の年齢によって、不利益が生じないような支援が必要である。</li> <li>○ 中高年層の当事者からの相談内容は、ひきこもりだけでなく、就労支援、精神疾患、介護、住居、生活困窮など多岐にわたるため、支援機関等は複数の課題を抱える人も相談しやすい体制を作り、適切な支援者へつなぐことが望ましい。</li> </ul>                 |
| 社会参加や就労への支援等               | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 当事者が安心できる場所や人とつながることが出来る機会を増やし、失った自己肯定感を取り戻すことが重要である。</li> <li>○ 当事者のニーズに基づいて、多様な支援プランが必要に応じて用意され、活用できることが重要である。</li> </ul>  |
| 早期の相談・支援、支援を必要としている方のニーズ把握 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 当事者が安心できる居場所で行動している様子を支援者が見守ることで、支援者による当事者のニーズ把握が進展することもある。</li> </ul>   |
| 切れ目のない支援体制の整備              |   |
| 連携づくり                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域の支援者がネットワークで繋がることで、当事者や家族が早い段階で多くの情報を得られ、様々な生き方や社会との関わり方を選択できるようになることが望ましい。</li> <li>○ 当事者団体・家族会と関係機関が、相互に役割や機能を理解し、連携していくことが望ましい。</li> </ul>  |
| 相談体制・支援体制                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 支援にあたっては、対面による相談だけでなく、オンラインによる相談も有効と考えられる。</li> <li>○ 相談しやすい体制を作っていく上では、当事者や家族の視点が重要であり、当事者や家族の意見を取り入れることが必要である。</li> <li>○ 相談しやすい窓口等について、都内自治体など、いくつかのモデルを共有することも有効である。</li> </ul>                            |
| 相談員や支援員のスキル                | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 当事者・家族の孤立を防ぐため、相談員・支援員等の理解促進や資質向上が必要である。</li> <li>○ 状況の変化に合わせてアセスメントができる、専門性を持ち、多くの関係機関と連携できる相談員の確保・育成が必要である。</li> <li>○ ひきこもり支援に係る多様な機関の地域ネットワークを構築・運営できて、当事者・家族が強みを生かせる機関にマッチングできる、支援員等の育成が必要である。</li> </ul> |